

介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進 に係るこれまでの主なご意見について

厚生労働省 老健局
社会・援護局

介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進に係るこれまでの主なご意見について①

主なご意見①

- 介護職員は現状でも既に不足。また職員の高齢化が進んでおり、退職者を補いながら入職者の上積みを図らなければならない。魅力のある仕事と評価され、積極的に介護職員という職業を選択する者を増やす施策を重点的に進める必要がある。
- 多様な人材の活用が進む中、介護サービスの質が低下しないよう、介護職のチームマネジメント機能強化が不可欠。介護福祉士を配置基準に位置付け、役割・責任を明示すべき。また、研修の受講歴を活用して個人の質を評価する仕組みも検討すべき。
- 介護職員の最大のモチベーションは、ケアにより利用者が元気になったという体験。ケアの質と人材確保は相互に補完する関係にあることを政策に取り入れるべき。また、離職理由は賃金よりも、職場の人間関係、働きやすい職場であるか、法人等の理念や基本方針との不一致が理由として挙げられており、本質的な人材確保対策が必要。
- 介護人材不足について、それぞれのサービスにおける介護ニーズや課題が多様化、複雑化している中で、より専門的な支援が必要な方にはその支援を担える人材を配置するなど、適材適所での登用を推進する工夫が必要。
- 「全世代型社会保障構築会議」の中間整理も踏まえ、今後、処遇改善による人材確保と、介護サービスの質の維持・向上を重視して検討が深められていくことを期待。時間軸を意識して、質の高いサービスを担う人材の確保を最重要課題として取り組むべき。例えば、介護保険事業支援計画に人材確保に係る定量的な目標を設定し、達成状況を点検することなどが必要。
- 特に地方の郊外部等は慢性的な人材不足が生じており、新型コロナウイルス感染症の影響により、さらに深刻になっている。介護人材の確保、育成や今後の感染症下における安定的なサービス提供の継続のために、地域の実情に応じた支援や対策がこれまで以上に必要。また、現場における介護ロボットの活用、ICT化の促進、生産性の向上を図るべき。

介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進に係るこれまでの主なご意見について②

主なご意見②

- 訪問介護の深刻な人材不足。誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするためにも、質の高い介護保険を担う人材確保策の強化が最重要課題。
- 訪問介護の人手不足は深刻。新規採用が見込めず、現在の従事者がいなくなったら事業を終了するしかない事業者もある。
- 訪問介護は時間給制の短時間労働者が多い。他産業における短時間労働者の時間給が上昇する中、デメリットを補えるだけの差別化された時間給の設定はできていない。人材確保は全体的な将来予測だけでなく、サービス種別毎の現状を踏まえ検討すべき。
- 看護職員の免許を持って働いている人で介護サービスに従事している人は少なく人材不足の状況だが、それに対する施策がない。介護サービスを行う看護職の人材育成や確保対策を改めて考えることが必要。
- 処遇改善については10月から介護報酬上3階建てとなるが、本来別財源で対応すべきでないか。
- 処遇改善加算を取り入れてから、介護職員や希望者の増加、人員不足の緩和が見られたというデータはあるか。
- 一層の処遇改善を進める必要がある。生産性向上にも取り組み、職場環境の改善や処遇改善につなげていく必要がある。
- 地域の実情に応じた体制整備、職場環境の改善への支援を引き続き検討すべき。
- 人材配置の効率化について、質の確保や職員の負担に配慮することを前提として、一定の要件を満たす場合に人員配置を見直すことは持続的かつ効率的にサービスを提供する上で非常に重要。
- 介護職員にゆとりがなければ虐待の防止にならない。規制改革推進会議で提案されている「特定施設（介護付き有料老人ホーム）等における人員配置基準の特例的な柔軟化」が人員を減らすことを意味するのであれば、反対。
- 規制改革推進会議において、通所介護事業所や公民館等の身近な場所を念頭に置いたオンライン診療について検討することとされているが、本人の意思や診療の質、疾患の特性等を踏まえ慎重に検討すべき。ICT化の推進に当たっては、適切性の判断も重要となるので、様々な観点から幅広い検討を行った上で、結論を得ることが必要。

介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進に係るこれまでの主なご意見について③

主なご意見③

- 治療と介護のケアミックス的なニーズに対する提供体制をどう整えていくか。介護人材の確保や介護現場での生産性向上の推進の議論に当たっては、こうした視点も含めた丁寧な検討が必要。
- 労働人口が減少傾向にある中、介護職員を大幅に増やすことは現実的でない。介護現場のDX・規制改革を進める必要がある。
- デジタル技術の活用について、在宅と施設とを同様に議論すべきではない。在宅にそぐわない部分もあるので配慮が必要。
- 介護福祉士等のスキル向上、周辺業務を担う元気高齢者の活用、ICT等を活用した周辺業務の軽減を進めるべき。
- 介護現場の革新や科学的介護を進める際には、一定の設備投資が必要であり、そのためには大規模化・ネットワーク化が必要。
- 事業者の提出書類に関するローカルルールについて標準化を進める必要がある。手続や監査のオンライン化も進める必要がある。
- 食事の提供が十分に行えないことが地方では課題になっており、栄養改善・フレイル防止の観点からも対策が必要。
- フォーマルサービスの担い手のほか、インフォーマルサービスを充実していくことも重要。その際、例えば現場を退いた介護福祉士のほか、様々な専門職が関わる仕組みを推進していくことが必要。
- 保険者機能強化推進交付金等に係る評価指標の「介護人材の質の向上」に関し、介護現場での実践的なスキルの向上に向けた取り組みなどの具体的な指標があると良い。
- 高齢労働者が増える中、介護現場における転倒事故等の労働災害を防ぐ取組が更に必要になる。職員の健康づくりを進めるべき。